

大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例（案） の制定に伴うパブリックコメントの実施について

1 条例制定の意義・背景

人権は、全ての人^らが生まれながらにして持つ固有の権利であり、いつの時代においても最大限尊重されなければならないものです。世界人権宣言では、「全ての間^ん間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とされ、全ての人^らは、権利と自由とを享有できることを謳^うっています。また、近年、国際社会においては、誰一人取り残すことなく全ての人^らの人権を実現するための「持続可能な開発目標（SDGs）」が示され、企業活動における人権尊重の指針である「ビジネスと人権に関する指導原則」が策定されるなど、社会経済活動における人権の尊重が求められています。

本市では、これまで、女性、子ども、高齢者、障がい者、犯罪被害者等の権利を守るための取組を市民と一体となって推進してきました。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に端を発し、新型コロナウイルス感染症にかかっていることや予防接種を受けていないことを理由とした不当な差別が社会的な問題となっていたことを受け、大府市感染症対策条例に差別的取扱いを禁止する文言を明記し、いち早く市民に対し人権尊重の強いメッセージを発信しました。

しかしながら、今もなお、様々な差別や偏見は存在し、差別意識や偏見に基づく言動が多くの人々を傷つけ、私たちの安心安全な暮らしを脅かしています。最近では、インターネット上での悪質な書込みや誤った情報の流布による人権侵害、ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちの存在など、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいます。

「人権侵害を許さない」という強い決意の下、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって、誰一人取り残さない、誰もが住み続けたいまちの実現を目指し、条例を制定します。

2 条例の位置付け

今回制定する条例は、これまで本市が制定した様々な方の権利を守るための各種条例の上位に位置付け、かつ、梁となる、本市の人権尊重に関する基本的な考え方を示すものとします。

大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例					
女性	子ども	高齢者・認知症者とその家族 障がい児・者	犯罪被害者・家族	り患者 未接種者	LGBTQ+ 外国人等
おおぶ男女共同参画推進条例	大府市いじめの防止等に関する条例	大府市手話言語条例 大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例	大府市犯罪被害者等支援条例	大府市感染症対策条例	その他
		大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例 大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例			

3 条例（案）の概要

- (1) 目的
- (2) 基本理念
- (3) 人権侵害行為の禁止
- (4) 市、市民及び事業者の責務
- (5) 相談・救済
- (6) 教育・啓発
- (7) 大府市人権施策推進アドバイザー
- (8) 施行期日

4 条例（案）の特色

(1) 3つの基本理念

市の人権に関する基本的な考え方を示すため、条例中に以下の3つの基本理念を設けました。

- ・一人ひとりを個人として尊重すること。
- ・異なる個性を尊重し、多様性を認め合うこと。
- ・全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと。

(2) 人権侵害行為の禁止を明記

人権侵害行為となる態様を例示し、何人も人権侵害行為をしてはならないことを明記します。なお、この規定の趣旨は、行為者を罰したり、非難することを目的とするものではなく、行動規範・理念として、そのような行為をしてはならないという市としての考えを明確にするものです。

(3) 子どもへの人権教育・啓発の推進

人権侵害は、一人ひとりが異なる個性を持つことに対する無理解と無関心を原因として起こっていることから、人権を尊重し、多様性を認め合う風土を醸成するための教育・啓発を行います。特に、未就学児や小中学生といった子どもに対しての教育・啓発を推進します。

(4) 大府市人権施策推進アドバイザーの設置

人権は幅広い分野にわたることから、市は、女性、子ども、高齢者、障がい者、LGBTQ+など、人権に関する課題の種類に応じて、大府市人権施策推進アドバイザー（以下「アドバイザー」といいます。）を置くことができるとします。アドバイザーは、市の実施する人権施策の推進に関し必要な調査及び助言を行うこととします。

5 今後のスケジュール

令和4年11月15日	議案説明会
令和4年11月29日～ 12月28日	パブリックコメント
令和5年2月24日	大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例（案）の上程
令和5年4月1日	条例施行

大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり 推進条例（案） 概念図

目的

市、市民及び事業者の責務等を定めることにより、人権に関する施策を総合的に推進し、もって人権を尊重した誰一人取り残さないまちを実現すること。

基本理念

- ・一人ひとりを個人として尊重すること。
- ・異なる個性を尊重し、多様性を認め合うこと。
- ・全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと。

人権侵害行為の禁止

何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、信条その他の事由による差別、いじめ、虐待、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

市

- ・市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進する。
- ・人権擁護委員並びに国、県その他の関係機関及び関係団体との緊密な連携を図る。

市民

- ・人権に関する理解を深めるよう努める。
- ・市が実施する人権に関する施策に協力するよう努める。

事業者

- ・人権に関する理解を深めるとともに、人権尊重の視点に立って事業活動を行うよう努める。
- ・市が実施する人権に関する施策に協力するよう努める。

市の施策

相談・救済

- ・関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。
- ・相談者の気持ちに寄り添って対応し、必要の都度、関係機関につなぎ、救済に努める。

教育・啓発

- ・多様性を認め合う風土を醸成するために必要な教育・啓発を行う。
- ・教育・啓発を保育園、小中学校その他子どもが活動する場等において推進する。

大府市人権施策推進アドバイザー

- ・人権施策の推進に関し、必要な調査及び助言を行うため、人権に関する課題の種類に応じ、人権施策推進アドバイザーを置くことができる。